

知らないと損をする  
The 助成金

第1回

## 助成金、もらい忘れていませんか？

●経営コンサルティング部門

## ◆ はじめに

この項では、助成金や補助金など、本来要件を満たせば受給できるものについて、要件や支給額、申請方法などについて、Q&A方式でわかりやすく解説していきたいと思います。

知っているのと知らないのとで大きく差が出るものですので、皆さん大いに知識をつけてくださいね。それでは、よろしくお祈りします。

## ◆ 質問します

先日知り合いの社長が、助成金を受け取ったと大喜びして話していました。借入金と違い、返済しなくてもいい「助成金」というものがあることは知っていたのですが、どのような場合に、どこに申請すればいいのかが分かりません。また、申請書類の作成が非常に面倒なのではとも懸念しております。まずは助成金のあらましについて教えてもらえませんか？

## ◆ お答えします

世の中には、返済を要しない助成金や給付金が無数にあります。事業者がその存在を知らなかったがために受給できなかったケースは非常に多いのです。たとえば、創業時の必要経費について助成してもらえる「受給資格者創業支援助成金」というものがあります。受給要件のひとつに、会社設立前に1枚の届出書を提出しておかなければならないという要件があり、設立した後で知人から「あの助成金は申請したの？」と尋ねられて初めてこの助成金の存在を知り、さっそく調べてはみたものの、この届出書を提出していなかっただけで、助成金をもらえず悔しい思いをする経営者も数多くいらっしゃいます。

最も簡単に受給できるのが、厚生労働省が管轄している雇用関係の助成金です。これらは、雇用保険の加入が原則ですが、助成金ごとに設定されている要件に合致しさえすれば、あとは申請するだけでもらえるものがほとんどで、制度を知らないがゆえに受給できていない企業が後を絶

ちません。これら雇用保険関係の助成金は、雇用の創出、雇用の安定、人材の育成など、国の施策を推進する上で必要不可欠な制度ではありますが、まだまだ中小企業へは情報が行き渡っていないのが現状です。

また、経済産業省や中小企業庁が掲げている補助金・助成金の制度も有効活用したいところです。ただし、これらは雇用関係の助成金に比べると支給額が大きい（1億円などもざらにあります）だけに、受給申請手続は難解であり、かつ審査にパスする確率も低いのは否めません。環境や福祉、技術開発などをお考えの方は、補助金・助成金を受給できる可能性が高いですので、以下をご参考に、一度お調べになってみてください。

また、この他にも、地方自治体や民間団体のレベルで実施しているものもあります。当社でもご相談をお受けしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

- ・ 厚生労働省  
03-5253-1111（代表）  
<http://www.mhlw.go.jp>
- ・ 中小企業庁  
03-3501-1511（代表）  
<http://www.chusho.meti.go.jp>
- ・ (財)助成財団センター  
03-3350-1857  
<http://www.jfc.or.jp>